**○農林水産省告示第千四百五十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県伊那市西春近一三八、一四三の七、一五一、一七一の三、一七四の一、一七五の一、一七六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百六十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字小橡七〇三の三、七〇三の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字小橡七〇三の三・七〇三の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百六十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字下桑原九一一から九一六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百六十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七六〇三の一、七六〇三の二、七六〇四の一、七六二八の一、七六二八の六、七六二八の六一、七六二八の六六、七六二八の九九、七六二八の七六三五の七から七六三五の一一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百六十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二四二三の一三・二四二三の一四・二四二三の二九・二四二三の五一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二三九八の八、二四四六の一、二四四六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百六十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字矢下七九七二の五、七九七二の六、七九七二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百六十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村四徳一一二〇、一一二九の一、一一二九の二、一一四五の一、一一四五の二、一一四八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百六十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字上津川字木浦内一〇〇四の一・一〇〇五の一・一〇〇六から一〇〇八まで・一〇〇九の一・一〇一五の一・一〇一七の一・一〇二二・一〇二三の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、九八三、九八五の一、九八六、九八七の